

議案第 61 号

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、別紙のとおり沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議をするため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

石垣市長 中山 義隆

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の所要の規定を改正することについて関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年沖縄県指令企第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>(1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>(2) <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</p> <p>(3) <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</p> <p>(4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>(5) 保険料の徴収及び滞納処分に関する事務</p> <p>(6) 前各号の事務に附帯する事務</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>(1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>(2) <u>資格確認書等</u>の引渡し</p> <p>(3) <u>資格確認書等</u>の返還の受付</p> <p>(4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>(5) 保険料の徴収及び滞納処分に関する事務</p> <p>(6) 前各号の事務に附帯する事務</p>